

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	医療政策課	整理番号	3
処分の種類	病院、診療所、助産所の管理者の変更命令			
根拠法令条例等・条項	医療法第28条			
処分の概要	病院、診療所、助産所の管理者の変更命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(個々特殊なケースが考えられ、法令の定め以上に具体化するのが困難なため)</p> <p>【参考】 第28条 都道府県知事は、病院、診療所又は助産所の管理者に、犯罪若しくは医事に関する不正行為があり、又はその者が管理をなすのに適しないと認めるときは、その開設者に対し、期限を定めて、その変更を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			